

フリマアプリ・インターネットオークション

事例1：個人が出品しているブランドのサイフを落札し、代金を振り込んだが商品が届かない。

事例2：商品は届いたが、明らかに偽物だ。「返金してほしい」とメールを送ったのに返事が無い。

※フリマアプリでは受取評価をすると取引完了になります。商品到着後、よく確認し、偽物などの場合には受取評価をする前に運営会社に連絡しましょう。

チェックポイント

□相手は事業者か個人か確認する。

事業者の場合は『特定商取引に関する法律』の「通信販売」になりますが、相手が個人の場合は適用外で、個人間売買になり自己責任となります。

□補償制度を設けているオークションサイトが確認する。

商品が届かないなどの場合に補償を求めることができます。

□商品が届かない時は…

住所が分かれば書面などで「〇日迄に届けるように」と催促する方法もありますが、解決は困難な場合が多いようです。

□到着後…

商品を確認後、評価する

他の事例

・アイドルのコンサートチケットを落札し会場に行ったが、チケットに記載されている名義者の本人確認が必要で入れなかった。

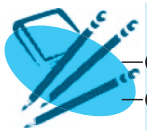
※令和元年6月より、券面に有償譲渡禁止が記載され、興行の日時・場所、座席等が指定されたチケット(特定興行入場券)は、興行主の事前の同意を得ずに、反復継続意思を持ち、興行主等の販売価格を超える価格で転売すること(不正転売)は禁止されました。(チケット不正転売禁止法)

・「落札者が辞退したので購入しないか」というメールが届き、オークションサイト外で取引を行うように誘導された。(次点詐欺)

・出品者や仲間が価格をつり上げて、高くした後に落札させられたようだ。(つり上げ詐欺)

出品した場合の事例

落札者に商品を送ったが支払ってもらえない。



ワンポイント インターネットショッピング・オークション・フリマアプリ

- 申込みや購入する前に注意することは何ですか？ 一事業者の信用性・支払方法・返品に関する表示 など
- 経験談を話し合いましょう。 一運営業者の規約をよく読む

P8、9 インターネットの世界を安全に

学習目標 インターネットを安全に利用できるように知識を身につけるとともに、ルールとマナーを学ぶ。

不当請求や出会い系サイトなどのトラブルの対処法を教え、個人情報の取り扱いや情報を発信する時に気を付けることを理解させます。

1. 架空・不当請求・ワンクリック請求

架空・不当請求

覚えが無いのに、登録料や利用料を請求される。

事例1：大手通信会社を名乗るSMSで、未払い料金を請求された。覚えがないが、支払わなければ訴訟すると書かれている。

事例2：スマートフォンの画面に「スマートフォンが当選した」と表示された。当選品の送付のために住所や名前、メールアドレス、クレジットカード番号の入力を求められた。

事例3：「無料」と書いてあったので登録したら、高額な料金の請求を受けた。

☆根拠のない請求は、連絡をせず“無視”する。

法的手続きをとる、身辺調査をするなどと不安にさせる内容でメールが届く場合がありますが、連絡をすることはいけません。

連絡をすることにより、個人情報伝えることとなります。

ただし、裁判所から特別送達で訴状や支払督促が届いた場合は答弁書または異議申立書を裁判所に出す必要があります。

☆迷惑メールがたくさん届くときは受信拒否の設定をする。

架空請求メールが頻りに届く場合は、受信拒否の設定をします。パソコンからのメールを受け取らない、アドレス帳に登録している人だけのメールを受け取る方法や自分のメールアドレスを変更することも効果的です。

個人情報は知られていません

架空請求のメールに「個体識別番号やIPアドレスから、調査をします。」と書かれている場合がありますが、携帯電話会社やプロバイダが安易に第三者へ個人情報を教えることはありません。

迷惑メール

・『特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(特定電子メール法)』『特定商取引に関する法律』

あらかじめ同意をした人へののみ広告宣伝メールを送ることができる(オプトイン方式)

・メールは開かず、記載されたURLをクリックしないようにしましょう。

迷惑メール相談センター(一財)日本データ通信協会に転送することもできます。

転送先 meiwaku@dekyo.or.jp



迷惑メールが届きにくいアドレスにしましょう。